

「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

<改正後>	<改正前>
週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和7年１０月版） １ 目的 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休２日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 ２ 用語の定義 （１）適用工事 現場閉所による週休２日工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。 （２）現場閉所による週休２日工事 １）週休２日 対象期間において、１期間（４週間単位）で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ２）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ３）対象期間 現場着手日以降の最初の土曜日（又は月曜日）から現場完成日までにおける１期間（４週間）を最小単位とした期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 ４）現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 ５）現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 （３）週休２日交替制工事 １）現場閉所 閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等（※）によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、当該出勤者が別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。 ※○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例 コンクリートの養生（散水作業）を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合、灯浮標等機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、天候（気象・海象）により作業できない場合 ○地域行事、現場見学会の開催の例 現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会 ２）休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。	週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和６年１０月版） １ 目的 建設業では、少子高齢化を背景に技術者や技能労働者の不足が懸念され、将来の担い手確保に向けた取り組みが求められている。このため、千葉県では、将来を担う若手が入職しやすい環境を整える取り組みとして、週休２日制適用工事を試行する。この要領は、適用工事の試行に関し必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。 ２ 用語の定義 （１）適用工事 現場閉所による週休２日工事及び週休２日交替制工事の総称をいう。 （２）現場閉所による週休２日工事 １）週休２日 対象期間において、１期間（４週間単位）で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 ２）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 ３）対象期間 現場着手日以降の最初の土曜日（又は月曜日）から現場完成日までにおける１期間（４週間）を最小単位とした期間をいう。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。 ４）現場着手日 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。 ５）現場完成日 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。 （３）週休２日交替制工事 １）現場閉所 閉所日に品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事等（※）によりやむを得ず少数の出勤者が生じた場合は、当該出勤者が別日に代休を取得することにより、閉所とみなす。 ※○品質確保や安全確保に係る軽微な作業の例 コンクリートの養生（散水作業）を行う場合、コンクリートの強度確認のみを行う場合、交通誘導員（安全監視船）のみ稼働している場合、灯浮標等機器点検、ケーソン工事における送気用設備運転のみの稼働の場合、天候（気象・海象）により作業できない場合 ○地域行事、現場見学会の開催の例 現場作業周辺の清掃作業、イメージアップ関連作業、現場作業が行われていない時の現場見学会 ２）休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

<改正後>	<改正前>
3) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。 4) 対象期間 対象者が当該工事に従事した期間をいう。 (4) 共通 1) 対象期間外 ①工場製作のみを実施している期間 ②工事全体を一時中止している期間 ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ④受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 2) 4週8休 各期間において土曜日、日曜日の日数分以上の現場閉所日があることをいう。 ただし、1期間以内に祝休日（祝日、年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む）6日間、夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月）3日間）がある場合は、土曜日、日曜日の日数に祝休日の日数を加えた現場閉所日があることとする。 3 対象工事 適用工事は、農林水産部水産局が所掌する漁港漁場関係工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が1期間（4週間）未満の工事 ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） 4 発注方式 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。 また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。 5 工事費の積算 週休2日の補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。なお、端数処理等については、労務単価等の補正における計算仕様（別紙7）のとおりとする。 発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更する。 土木工事市場単価及び土木工事標準単価の補正については、県土整備部の週休2日制適用工事実施要領（令和7年10月版）別紙1における「月単位の週休2日」の補正係数を各経費等に乗じる。なお、「<u>完全週休2日</u>」の補正係数は適用対象外とする。 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の間接工事費率は、主たる工種（金額の割合が最も高い工種）を適用するものとする。	3) 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。 4) 対象期間 対象者が当該工事に従事した期間をいう。 (4) 共通 1) 対象期間外 ①工場製作のみを実施している期間 ②工事全体を一時中止している期間 ③発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ④受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間 2) 4週8休 各期間において土曜日、日曜日の日数分以上の現場閉所日があることをいう。 ただし、1期間以内に祝休日（祝日、年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含む）6日間、夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月）3日間）がある場合は、土曜日、日曜日の日数に祝休日の日数を加えた現場閉所日があることとする。 3 対象工事 適用工事は、農林水産部水産局が所掌する漁港漁場関係工事（営繕関係工事は除く）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。 ・現場施工が1期間（4週間）未満の工事 ・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事） 4 発注方式 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。 また、現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。 5 工事費の積算 週休2日の補正係数（別紙1）を各経費等に乗じる。なお、端数処理等については、労務単価等の補正における計算仕様（別紙7）のとおりとする。 発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、減額変更する。 土木工事市場単価及び土木工事標準単価の補正については、県土整備部の週休2日制適用工事実施要領（令和6年10月版）別紙1における「月単位の週休2日」の補正係数を各経費等に乗じる。なお、「<u>通期の週休2日</u>」の補正係数は適用対象外とする。 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の間接工事費率は、主たる工種（金額の割合が最も高い工種）を適用するものとする。

「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

<改正後>	<改正前>
８ その他 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、主務課と協議すること。 附 則 この要領は、令和５年１０月１日から施行する。 この要領は、令和６年１０月１日から施行する。 <u>この要領は、令和７年１０月１日から施行する。</u>	８ その他 監督職員は、この要領に定めのない事項又はこの要領に疑義を生じた事項については、主務課と協議すること。 附 則 この要領は、令和５年１０月１日から施行する。 この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

＜改正後＞					＜改正前＞				
別紙 1					別紙 1				
○各補正係数					○各補正係数				
・現場閉所による週休 2 日工事、週休 2 日交替制工事の補正					・現場閉所による週休 2 日工事、週休 2 日交替制工事の補正				
	労務費	<u>(削除)</u>	共通仮設費率	現場管理費率		労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準	<u>1. 0 2</u>	<u>(削除)</u>	1. 0 2	1. 0 3	港湾土木請負工事積算基準	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 2	1. 0 3
土木工事標準積算基準	<u>1. 0 2</u>	<u>(削除)</u>	<u>1. 0 1</u>	<u>1. 0 2</u>	土木工事標準積算基準	1. 0 4	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 5
○市場単価方式の補正係数について					○市場単価方式の補正係数について				
No	名称			市場単価補正係数	No	名称			市場単価補正係数
1	底面工			<u>1. 01</u>	1	底面工			1. 03
2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）			<u>1. 00</u>	2	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）			1. 00
3	支保工			<u>1. 02</u>	3	支保工			1. 04
4	足場工			<u>1. 01</u>	4	足場工			1. 02
5	鉄筋工			<u>1. 02</u>	5	鉄筋工			1. 04
6	吊鉄筋工			<u>1. 02</u>	6	吊鉄筋工			1. 04
7	型枠工			<u>1. 02</u>	7	型枠工			1. 03
8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）			<u>1. 02</u>	8	コンクリート打設工（ポンプ車打設）			1. 04
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）			<u>1. 02</u>		コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）			1. 04
9	止水板工			<u>1. 02</u>	9	止水板工			1. 04
10	上蓋工			<u>1. 02</u>	10	上蓋工			1. 04
11	伸縮目地工			<u>1. 01</u>	11	伸縮目地工			1. 02
12	係船柱取付			<u>1. 02</u>	12	係船柱取付			1. 04
13	防舷材取付			<u>1. 02</u>	13	防舷材取付			1. 04
14	車止・縁金物取付			<u>1. 02</u>	14	車止・縁金物取付			1. 04
15	係船柱撤去			<u>1. 02</u>	15	係船柱撤去			1. 04
16	防舷材撤去			<u>1. 02</u>	16	防舷材撤去			1. 04
17	車止撤去			<u>1. 02</u>	17	車止撤去			1. 04
18	電気防食取付			<u>1. 02</u>	18	電気防食取付			1. 04
19	防砂目地板取付工（陸上施工）			<u>1. 02</u>	19	防砂目地板取付工（陸上施工）			1. 04
20	防砂目地板取付工（水中施工）			<u>1. 02</u>	20	防砂目地板取付工（水中施工）			1. 03
21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）			<u>1. 02</u>	21	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）			1. 03
22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）			<u>1. 01</u>	22	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）			1. 03
23	ペトラタム被覆			<u>1. 02</u>	23	ペトラタム被覆			1. 04
24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）			<u>1. 02</u>	24	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）			1. 04
25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）			<u>1. 02</u>	25	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）			1. 04
26	かき落とし工			<u>1. 02</u>	26	かき落とし工			1. 04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設			<u>1. 01</u>	27	汚濁防止膜設置・撤去・移設			1. 03
28	汚濁防止枠設置・撤去			<u>1. 01</u>	28	汚濁防止枠設置・撤去			1. 02
29	灯浮標設置・撤去			<u>1. 01</u>	29	灯浮標設置・撤去			1. 03
30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）			<u>1. 00</u>	30	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）			1. 01
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）			<u>1. 02</u>		汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）			1. 04
31	異形ブロック製作 型枠工			<u>1. 02</u>	31	異形ブロック製作 型枠工			1. 04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工			<u>1. 02</u>		異形ブロック製作 コンクリート打設工			1. 04
	異形ブロック製作 給熱養生			<u>1. 01</u>		異形ブロック製作 給熱養生			1. 03

「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

<改正後>	<改正前>
別紙2 ○特記仕様書記載例 （週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）【現場閉所による週休２日工事】） 第〇条 本工事は、週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。 ２ 受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３ 受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができる。 ４ 週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和 <u>7</u>年１０月版）」に基づき行うこと。 （週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）【週休２日交替制工事】） 第〇条 本工事は、週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。 ２ 受注者は、週休２日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３ 週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和 <u>7</u>年１０月版）」に基づき行うこと。	別紙2 ○特記仕様書記載例 （週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）【現場閉所による週休２日工事】） 第〇条 本工事は、週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。 ２ 受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３ 受注者が週休２日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休２日交替制工事に変更することができる。 ４ 週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和 6年１０月版）」に基づき行うこと。 （週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）【週休２日交替制工事】） 第〇条 本工事は、週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）である。 ２ 受注者は、週休２日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には４週８休達成相当の経費を補正している。 ３ 週休２日制の実施にあたっては、「週休２日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領（令和 6年１０月版）」に基づき行うこと。

<改正後>	<改正前>
別紙7 ○労務単価等の補正における計算仕様について <u>労務単価の補正</u> ① 労務単価(補正前) ＝ 所定内労働に対する賃金＋割増賃金 ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ） ※整数1位四捨五入 K ： 1時間あたり割増賃金係数（職種毎に算出） ② 労務単価(補正後) ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ）×週休2日の補正係数 <u>[1.02]</u> ※整数1位四捨五入 <u>市場単価の補正</u> ① 市場単価（補正前） ＝ 標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ） ※小数1位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。 ② 市場単価（補正後） ＝ ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数1位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。 <u>土木工事標準単価の補正</u> ① <u>設計単価（補正前）</u> ＝ <u>土木工事標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ）</u> ※小数4位四捨五入 ② <u>設計単価（補正後）</u> ＝ <u>①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数</u> ※小数1位切り捨て	別紙7 ○労務単価等の補正における計算仕様について <u>労務単価の補正</u> ③ 労務単価(補正前) ＝ 所定内労働に対する賃金＋割増賃金 ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ） ※整数1位四捨五入 K ： 1時間あたり割増賃金係数（職種毎に算出） ④ 労務単価(補正後) ＝ 労務単価×（ 1 ＋ K × 割増すべき時間数 ）×週休2日の補正係数 <u>[1.05]</u> ※整数1位四捨五入 <u>市場単価の補正</u> ③ 市場単価（補正前） ＝ 標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ） ※小数1位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。 ④ 市場単価（補正後） ＝ ①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数 ※小数1位切り捨て。ただし、鉄筋加工組立については単位を t から kg へ変換して採用していることから、小数3位切捨てとする。 <u>土木工事標準単価の補正</u> ③ <u>設計単価（補正前）</u> ＝ <u>土木工事標準単価 ×（ 1 ＋ 施工規模等補正係数 ）</u> ※小数4位四捨五入 ④ <u>設計単価（補正後）</u> ＝ <u>①施工規模等補正後単価 × 休日確保補正係数</u> ※小数1位切り捨て

「週休2日制適用工事（漁港漁場関係工事）試行要領」の一部改正 【新旧対照表】

<改正後>	<改正前>
<u>（削除）</u>	<u>機械経費(賃料)の補正</u> ① 機械経費(賃料)（補正前） ＝ 標準単価 × （ 1 ＋ 長期割引率等 ） ※有効数字3桁（ 4桁目切り捨て ） ② 機械経費(賃料)（補正後） ＝ ①長期割引率等補正後単価 × 休日確保補正係数 [1.04] ※有効数字3桁（ 4桁目四捨五入 ）
<u>間接工事費の補正</u> （1）共通仮設費率 ① 共通仮設費率(補正前)は、現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率とする。 共通仮設費率(補正前)の式 $K_r = a \cdot P^b$ ※小数3位四捨五入 K_r : 共通仮設費率（%） P : 共通仮設費率の算出対象額（円） $a、b$: 定数値 ② 共通仮設費率（週休2日の補正後） ②共通仮設費率（週休2日の補正後） ＝ {①共通仮設費率(補正前) × 海上輸送に要する補正係数 ＋ 施工地域・工事場所による補正值} × 週休2日の補正係数 [1.02] ※ { } は小数3位四捨五入。その後、全体を小数3位四捨五入。 （2）現場管理費率 ① 現場管理費率（補正前）現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率 現場管理費率(補正前)の式 $J_o = a \cdot N_p^b$ ※小数3位四捨五入 J_o : 現場管理費率（%） N_p : 純工事費（円） $a、b$: 定数値 ② 現場管理費率（週休2日の補正後） ②現場管理費率（週休2日の補正後） ＝ {①現場管理費率(補正前) ＋ 施工時期・工事期間等による補正值 ＋ 施工地域・工事場所による補正值} × 週休2日の補正係数 [1.03] ※小数3位四捨五入	<u>間接工事費の補正</u> （1）共通仮設費率 ③ 共通仮設費率(補正前)は、現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率とする。 共通仮設費率(補正前)の式 $K_r = a \cdot P^b$ ※小数3位四捨五入 K_r : 共通仮設費率（%） P : 共通仮設費率の算出対象額（円） $a、b$: 定数値 ④ 共通仮設費率（週休2日の補正後） ②共通仮設費率（週休2日の補正後） ＝ {①共通仮設費率(補正前) × 海上輸送に要する補正係数 ＋ 施工地域・工事場所による補正值} × 週休2日の補正係数 [1.02] ※ { } は小数3位四捨五入。その後、全体を小数3位四捨五入。 （2）現場管理費率 ③ 現場管理費率（補正前）現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率 現場管理費率(補正前)の式 $J_o = a \cdot N_p^b$ ※小数3位四捨五入 J_o : 現場管理費率（%） N_p : 純工事費（円） $a、b$: 定数値 ④ 現場管理費率（週休2日の補正後） ②現場管理費率（週休2日の補正後） ＝ {①現場管理費率(補正前) ＋ 施工時期・工事期間等による補正值 ＋ 施工地域・工事場所による補正值} × 週休2日の補正係数 [1.03] ※小数3位四捨五入